

○東大阪都市清掃施設組合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主
等を定める規則

令和２年４月１日

東大阪都市清掃施設組合規則第２号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第１条第２項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第１項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

管理者	管理者が任命する職員
-----	------------

附 則

この規則は、令和２年８月１日から施行する。